吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面）

２０２２年６月１日

株式会社プレナス

2022年6月1日

福岡市博多区上牟田一丁目19番21号
株式会社プレナス
代表取締役社長　塩井辰男

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2021年12月9日付で当社と株式会社プレナス・エムケイとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社プレナス・エムケイを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。よって、ここに本合併に係る事後開示をいたします。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日
2022年6月1日

２．吸収合併消滅会社における手続の経過

（１）株主の差止請求

株式会社プレナス・エムケイが発行する全株式(自己株式を除く)を当社が保有しているため、会社法第784条の2の規定による株主からの差止請求について、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求

株式会社プレナス・エムケイが発行する全株式(自己株式を除く)を当社が保有しているため、会社法第785条の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求

株式会社プレナス・エムケイは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

（４）債権者の異議

株式会社プレナス・エムケイは、会社法第789条の規定に基づき、債権者に対し2022年4月4日の官報において公告するとともに、同日付にて個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における法定手続の経過

（１）吸収合併の差止請求

会社法第796条の2の規定に基づく差止請求をした株主はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第797条の規定に基づき、2022年4月4日付の電子公告において、株主に対し株式買取請求の公告を行いましたが、株式買取請求行使期限までに株主からの株式買取請求はありませんでした。

（３）債権者の異議

当社は、会社法第799条の規定に基づき、2022年4月4日の官報および同日付の電子公告において本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

４．承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、株式会社プレナス・エムケイから、その資産・負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

５．吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法第782条1項）

吸収合併消滅会社である株式会社プレナス・エムケイの事前開示書面は、別添のとおりです。

６．変更登記日（会社法第921条）

本件吸収合併による当社の変更登記申請および株式会社プレナス・エムケイの解散登記申請は、2022年6月10日に行う予定です。

７．上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面（消滅会社）

（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面）

２０２２年４月４日

株式会社プレナス・エムケイ

2022年4月4日

株式会社プレナス・エムケイ
代表取締役社長　金子史朗

吸収合併に関する事前開示書面

当社は、2021年12月9日付で当社と株式会社プレナスとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社プレナスを吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことといたしました。なお、当社においては略式合併であるため株主総会の承認を得ることなく実施いたします。本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）
別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
吸収合併存続会社が当社の議決権の全部を保有しているため合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
吸収合併消滅会社は新株予約権を発行しておりません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
（１）吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第1号）
①最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号イ）
株式会社プレナスは有価証券報告書及び四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」または、株式会社プレナスのＷＥＢサイトよりご覧いただけます。
https://www.plenus.co.jp/
https://www.plenus.co.jp/files/securities/00000155_pdffile.pdf
②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする当該臨時計算書類等の内容
（会社法施行規則第184条第6項第1号ロ）
該当事項はありません。
③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）
該当事項はありません。

（２）吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第2号）

①吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182 条第6 項第2 号イ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

吸収合併存続会社の財務状況から、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

6. 本書面の備置開始日後、本合併が効力を生ずる日までの間に上記事項につき変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）

本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。



合併契約書

株式会社プレナス（以下「甲」という）及び株式会社プレナス・エムケイ（以下「乙」という）とは、次の通り合併契約を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲及び乙は、合併して、甲は存続し、乙は解散する。

（効力発生日）

第２条　本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年６月１日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、これを変更することができる。

（合併対価）

第３条　甲は乙の全株式を所有していることから、合併に際しては、その有する株式の対価の交付や新株の発行を行わず、資本金も増加しないものとする。

（増加すべき資本準備金の額等）

第４条　本合併により変動する甲の資本金及び資本準備金については、以下のとおりとする。

１　資本金　変動せず。

２　資本準備金　変動せず。

３　利益準備金　変動せず。

（役員の退職慰労金）

第５条　合併に伴い退任する乙の取締役および監査役に対して、退職慰労金は支給しない。

（合併承認決議）

第６条　甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および合併に必要な事項に関する株主総会等の機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部の承継）

第７条　甲は効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第８条　甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産または権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙で協議のうえ、これを実行する。

（合併の条件の変更）

第９条　本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第10条　本契約は、第６条に定める甲又は乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

（協議事項）

第11条　本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

以上の通り契約したので本書面１通を作成し、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2021年12月９日

（甲）福岡市博多区上牟田一丁目１９番２１号
株式会社プレナス
代表取締役社長　　塩井　辰男

（乙）福岡市博多区上牟田一丁目１９番２１号
株式会社プレナス・エムケイ
代表取締役社長　　野見山　将明